

(略)

東京都監査委員	大	津	ひろ子
同	高	橋	信博
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和2年1月24日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、八王子市に所在するサービス付き高齢者向け住宅（以下「本件住宅」という。）について、（1）平成28年8月24日の登録当初から人員配置の基準を満たしておらず違法であるとして、都に対し、本件住宅の整備に対して交付された東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金（以下「本件補助金」という。）の全額を本件補助金の受領者らから返還させること、及び（2）予備的請求として、令和2年1月14日以降本件住宅から入居者を立ち退かせて実質的に事業休止状態にあることなどから、本件補助金の一部を本件補助金の受領者らから返還させることを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求期間について、法第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

(1) 本件住宅が登録当初から人員配置の基準を満たしていなかったとの主張について
本件請求において、請求人は、本件住宅が登録当初から人員配置の基準を満たしていないため、補助金の支出が違法であったとして、全額返還を求めているものと解される。

本件補助金の交付の申請、決定その他の事項を定めた東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（制定 平成27年4月9日付26都市住民第1714号。以下「本件要綱」という。）によれば、本件補助金の補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助対象事業の完了する日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出するものとされ、知事は、この実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査等により補助事業の内容が交付決定の内容等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者の請求に基づき本件補助金を支払うものとされている。

ところで、請求人が提出した事実証明書によれば、本件住宅は、平成28年8月24日付けで八王子市によって登録され、平成29年4月30日に竣工^{しゅん}したことが認められるが、仮に、本件住宅の整備について都から本件補助金の交付の決定があった場合は、遅くとも竣工^{しゅん}日から1月を経過した平成29年5月30日までに補助対象事業者から補助事業に係る実績報告書が都に提出され、都は、この実績報告書の内容を調査の上、平成29年度中に当該補助対象事業者宛てに本件支出を行ったものと推認される。

しかし、本件請求のあった日は、本件補助金の支出の日からすでに1年以上経過しており、1年を経過して本件請求を行ったことについて、請求人は、法第242条第2項ただし書に定める正当な理由を示していない。

(2) 本件住宅が実質的に事業休止状態にあるとの主張について

本件請求において、請求人は、予備的請求として、本件住宅が令和2年1月14日以降入居者を立ち退かせて実質的に事業休止状態にあるにもかかわらず、都は、本件補助金の返還請求を怠っているとして、本件補助金の一部返還を求めているものと解される。

本件要綱によれば、補助対象事業者が補助対象事業を廃止したときなど一定の事

由に該当したときは、知事は、本件補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができることされており、取消し等をしなければならないとは規定されていない。そして、本件補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に本件補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとされている。

仮に、本件住宅の整備について本件補助金の交付があったとすれば、本件補助金の交付決定及び交付額の確定時点で、支出内容の当否に係る判断が行われているはずである。

本件要綱に則せば、本件補助金の返還請求権が具体的に発生するためには、本件補助金の交付決定が取り消されていることが必要と解されるが、少なくとも、いったん支出内容の当否の判断が適切に行われ、補助金の交付決定が有効に成立していることを前提とすれば、補助事業の完了後に諸般の原因から取消事由たり得る何らかの後発的事象が生じたとしても、それにより当該交付決定が直ちに取り消されるべきものとなるわけではなく、交付決定を取り消すか否かは、当該後発事象の性質、内容、経緯、取消し後の影響、是正の見込み等を総合考慮の上、本件補助金の趣旨、目的及び公益上の観点に照らして個別実質的に判断する行政上の裁量の範囲と解される。

このことについては、盛岡地方裁判所が平成30年4月20日の判決で、「(補助金のうち) 交付対象である経費に使用された部分は、交付決定等の手続を通じてその当否に係る判断が行われている以上、かかる部分については、補助金の返還を求めるべきかどうかの判断には、財務会計行為を離れた様々な考慮要素が付加され、取消決定を行うか否かは、被告の裁量によるべきところである。このような被告の一般行政管理上の判断の是非を問うことは、住民訴訟が予定しているものとはいえない」旨判示している。

また、請求人は、都が本件補助金の交付決定を取り消さないことについて、行政上の裁量の範囲を越えているというような財務会計法規上の違法性又は不当性を客観的に摘示していない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。